

もし、あなたの会社の従業員が犯罪の被害に遭ったら

会社にしかできない 支援があります。

犯罪被害に遭われた従業員への声かけ、
職場環境の整備など

犯罪被害に遭った従業員が仕事を辞めることなく、受けた被害
から回復・軽減できるよう取り組んでいきましょう。



三重県犯罪被害者等支援条例 第6条（事業者の責務）

事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、
二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めるものとする。
2 事業者は、犯罪被害者等である従業員の就労の支援及び勤務に十分配慮するとともに、必要な支援を行うよう努めるものとする。

犯罪の被害に遭うということ

私たちの身の回りでは、毎日のように事件や事故が発生しており、誰がいつ犯罪被害に遭うかわかりません。

犯罪被害に遭われた方やそのご家族・ご遺族は、命を奪われる、ケガをする、物を盗まれるなどの直接的な被害だけでなく、被害後生じる様々な問題に苦しめられています。

もし、従業員や同僚又はそのご家族が犯罪被害に遭ったら…、一度考えてみましょう。

困難な被害回復

- 不眠・食欲不振
- 心身の不調
- 後遺症による障がい

事件・事故

捜査、裁判への負担

- 事件等の辛い体験を繰り返し説明
- 法廷への出廷、証言



日常生活の不安

- 医療費等の経済的負担増加
- 家事や育児が手につかない
- 住む家を失う



二次被害

- マスコミの過剰な取材
- 周囲のうわさ話
- インターネット上での誹謗中傷



仕事や会社のことについて

- 心身の不調等から仕事の能率低下や対人関係に支障をきたす。
- 治療のための通院や裁判への出廷等のために欠勤が増える。
- 今までどおり働けないことで会社や上司、同僚に対して自責の念を感じる。

こうしたことから…

仕事を続けたくても**辞めざるを得ない状況**になることも少なくありません。

… 同僚・上司の皆さんへのお願い ～回復には身近な方の手助けが必要です～

犯罪被害に遭われた方々は、周囲の偏見や心無い言動、誹謗中傷などに悩まされることがあります。こうした二次被害を防ぐためにも、同僚・上司の皆さんには、被害に遭われた方々に寄り添う行動を心がけましょう。

例えば…

- 普段どおりあいさつするなど日常と変わらない態度で接する。
- 求められたときに話し相手になる。
- 家事や買い物の手伝いなど困っていることがないか声をかける。
- 病院などへ付添う。
- 相談窓口（裏面に記載）を紹介する。



… 事業者(会社経営者)の皆さんへのお願い … ～休暇の取得、勤務時間、仕事内容への配慮など～

犯罪被害に遭われた方が、仕事を続けられるようにするために、職場環境の整備に取り組みましょう。

職場環境の整備は、

- ・被害に遭った従業員やそのご家族の生活を支える
- ・社会の一員として活動できる安心感を与える

ことから被害から回復・軽減するうえでとても**重要なこと**です！



【具体的な取組例】

①勤務変更や勤務調整

犯罪被害に遭われた方々の希望に応じた部署への異動や仕事内容の変更、時短勤務の活用などについて検討・調整を図る。

②既存の休暇制度の活用

既に病気休暇、介護休暇、裁判員休暇等の特別な休暇制度を導入している事業者（会社）であれば、その制度の対象に犯罪被害者等を追加する。

③「犯罪被害者等休暇制度」の創設

休暇制度の対象となる犯罪被害や休暇の付与日数などについて、事業所内（会社内）で検討し、犯罪被害に遭われた方々に特化した特別休暇制度を設ける。

④必要な休暇を付与する旨を周知

休暇制度を設けなくても、従業員が安心して働くことができるよう、犯罪被害者等となった従業員は、休暇の取得が可能であることを日頃から周知する。

⑤従業員に対する理解の促進

日頃から、社内広報誌等において、犯罪被害に遭われた方々の置かれている状況や支援の必要性について従業員へ周知を行うほか、理解ある接し方についての教育や研修会を実施する。

… 三重県が実施する犯罪被害者支援制度 … ～三重県犯罪被害者等見舞金～

三重県では、犯罪被害に遭われた方々の経済的負担を軽減するため、以下の見舞金を給付しています。

※2019年4月1日以降に発生した犯罪被害が対象で、三重県内に住所を有する方

遺族見舞金 ……………… 犯罪行為により亡くなられた犯罪被害者のご遺族

重傷病見舞金 ……………… 犯罪行為によって、重傷病（療養期間が1ヶ月以上かつ通算3日以上の入院）を負った犯罪被害者ご本人

精神療養見舞金 ………… 特定の犯罪行為（殺人未遂、強盗、強制性交等、強制わいせつ、略取誘拐及び人身売買）によって、精神疾患（療養期間が3ヶ月以上かつ通算3日以上労務に服することができない）を負った犯罪被害者ご本人

詳しくは、三重県環境生活部くらし・交通安全課まで、お問い合わせください。
(裏面に連絡先を記載しています)

犯罪被害等のための相談窓口

~ひとりで悩まず相談を~

(公社)みえ犯罪被害者総合支援センター

犯罪被害の相談電話

なやみなし

059-221-7830

※相談は匿名でも受け付けます。秘密は守ります。

【受付時間】平日 10:00~16:00 (土日祝、年末年始除く)

病院、裁判所等への付添

- 希望に応じて、支援員による病院・法廷等への付添等、直接的な支援活動を行います。

電話相談・面接相談

- 専門的な訓練を積んだ相談員が電話、面接等により対応します。
- 必要に応じて、臨床心理士による心理相談や弁護士による法律相談も行います。(専門相談は要予約)



関係機関との連携

- 県・市町・警察をはじめとする関係機関や団体等と連携を図り、被害に遭われた方々の立場に立った支援活動を行います。

センターの活動内容

支援員の養成・研修

- 継続的な支援技能の向上を図るための「育成講座」と、新たに支援員を募集して基礎訓練を行うための「養成講座」を行います。

広報啓発活動

- 被害に遭われた方々の置かれた現状と支援の必要性を社会に周知してもらうための広報啓発活動を行います。

■企業のCSR活動の一環としてご支援をお願いします

当センターでは、現在、広く賛助会員を募集しております。

賛助会員のお申し込みは、当センター宛て、お電話またはメールでお願いします。

【TEL】059-213-8211 【Eメール】mie-hanzai-higaisya@river.ocn.ne.jp

■賛助会員(年額)

団体 10,000円 個人 2,000円

■寄付(複数口可能)

団体一口 10,000円 個人一口 1,000円

■口座名義

公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センター

■振込手数料は、当センターが負担します。

■振込先

ゆうちょ銀行 (店名) 二二八 (店番) 228

(普通) No. 2546244

百五銀行県庁支店 (普通) No. 215441

第三銀行津駅前支店 (普通) No. 2255021

三重銀行津中央支店 (普通) No. 2805212

課税優遇措置の お知らせ 当センターは、公益法人の認定を受けていますので、会費や寄付を納入された方は、その金額に応じて、個人または法人の所得から一定額を控除するなどの税制上の優遇措置が受けられます。



みえ性暴力被害者支援センター よりこ

※相談は匿名でも受け付けます。秘密は守ります。

【受付時間】平日 10:00~16:00 (土日祝、年末年始除く)

性犯罪・性暴力の相談電話

059-253-4115



相談内容に応じた対応例

- 医療機関の紹介*
- 臨床心理士等による心理相談

- 弁護士による法律相談
- 関係機関への引継、紹介

※初期産婦人科的処置(性感染症検査、緊急避妊等)の公費支出(警察の制度によるものを除く。)や、必要に応じて精神科医を紹介します。

三重県環境生活部くらし・交通安全課

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

【TEL】059-224-2664 【FAX】059-224-3069 【Eメール】anzen@pref.mie.lg.jp

